

税務課からのお知らせ

4月1日から
軽自動車税が変更になります

平成26・27年度税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や新規登録の年月によって、適用される税率が異なります。

◆原動機付自転車、2輪車および小型特殊自動車

平成28年4月1日からの税率は次のとおりです。

| 種別 | 年税額 | |
|---------|-------------------|-------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 1200円 |
| | 90cc超 | 1600円 |
| 軽二輪 | ミニカー | 2500円 |
| | 125cc超250cc以下 | 2400円 |
| 二輪小型自動車 | 250cc超 | 4000円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用のもの | 1600円 |
| | その他のもの(フォークリフトなど) | 2400円 |

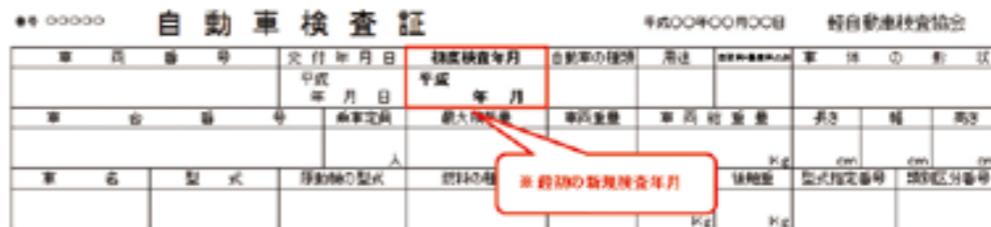
◆4輪以上および3輪の軽自動車

平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)の税率は変わりません(下表の①)。平成27年4月1日以降に新規登録した車両から税率が上がります(下表の②)。

ただし、新規登録から13年を経過した環境負荷の大きい車両については、新税率をさらに1.2倍した税率となります(下表の③)。平成28年度は、平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車両が対象です。

| 種別 | 年税額 | | | | |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------|---------|---------|
| | ①平成27年3月31日までに新規登録した車両 | ②平成27年4月1日以降に新規登録する車両 | ③新規登録から13年を経過した車両 | | |
| 3輪のもので、総排気量660cc以下のもの | 3100円 | 3900円 | 4600円 | | |
| 4輪以上のもので、総排気量660cc以下のもの | 乗用 | 営業用 | 5500円 | 6900円 | 8200円 |
| | | 自家用 | 7200円 | 1万8000円 | 1万2900円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 3000円 | 3800円 | 4500円 |
| | | 自家用 | 4000円 | 5000円 | 6000円 |

※ 新規登録の年月は、各自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。



※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録された減税対象車(排出ガス性能および燃料性能の優れた環境負荷の小さいもの)は、平成28年度分の税額にグリーン化特例(軽課)が適用される予定でしたが、平成28年度税制改正により平成29年度からの適用となります。

▶ 軽自動車税の賦課期日は4月1日です。4月1日以降に廃車しても1年分の税額がかかります。廃車する場合は、早め(3月中)に手続きをしてください。

市民課からのお知らせ

マイナンバー

個人番号カード申請時の注意

転入や転居した後に、個人番号カードの交付申請をする場合は、市民課、各地域局で交付する申請用紙を使用して、申請を行う必要があります。婚姻等により氏名が変わった場合も同様です。

通知カードの紛失にご注意

通知カードを紛失した時は、速やかに警察に届け出を行い、紛失届を市民課に提出してください。再交付には、手数料500円が必ず必要です。

不審電話に注意!

マイナンバー制度に関して、国や市役所などの公的機関から、電話や訪問で個人情報について質問することはありません。詐欺被害につながるりませんから、個人情報は、絶対に教えないでください。

市民課戸籍係 ☎21・0124

警防課からのお知らせ

もしも!のときのために

上級救命講習会

突然、家庭や職場、スポーツ中にけが人や急病人が発生したとき、あなたは救急車が到着するまでに何をしなければなりませんか? 消防本部では、このようなとき

の対応のために上級救命講習会を開催します。

講習内容は、呼吸や脈が止まったときの心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の取り扱い、救命処置全般についての学習をはじめ、擦り傷や切り傷などのけがに対する止血、捻挫や骨折の固定方法、熱中症など体温管理方法等、大人から子どもまでの応急処置全般について幅広く学習します。

日時: 3月13日(日) 午前8時30分〜午後5時30分

会場: 高梁市消防本部 ◆定員: 20人程度(先着順)

警防課消防係 ☎21・0124 / 消防署 ☎21・0125

3月1日(火)〜7日(月)

春の火災予防運動

「無防備な心に火災がかくれんぼ」を統一防火標語に掲げ、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

これからの時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意してください。

平成27年の火災発生状況

| 火災総件数 | 出火原因別件数 |
|---------|----------|
| 14件 | たき火など 4件 |
| 火災種別件数 | 電気機器 3件 |
| 建物火災 5件 | 電気配線 3件 |
| 林野火災 4件 | ストーブ 1件 |
| 車両火災 1件 | 不明 1件 |
| その他 4件 | その他 2件 |

昨年は、市内で14件の火災が発生しました。前年と比較すると7件減少し、火災による死者・負傷者は発生していません。火災種別

では、建物火災が5件と最も多く、出火原因については、たき火などによるもの、電気の関係によるものが目立っています。

火災を起こさないために

次のことに注意してください。

- ① 草焼き等をする際は、風の強い日避けて行い、枯れた落ち葉など燃えやすいものの近くでは絶対に行わない。
- ② ストーブなどは、燃えやすいものから離れた場所で使用し、寝る時やそばを離れる時は、必ず火を消す。
- ③ たばこは水を入れた灰皿で消し、寝たばこは絶対にしない。
- ④ 老朽化した電気機器や電気配線は新しいものに交換し、電気機器や電気配線の修理等は専門業者へ依頼する。



警防課予防係 ☎21・0124